

2025年2月19日

会社法第794条第1項に規定する事前備置書類

京都市下京区西七条東久保町55番地
第一工業製薬株式会社
代表取締役 山路 直貴

当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸收分割承継会社、ゲンブ株式会社（以下「分割会社」といいます。）を吸收分割会社として、分割会社の産業用、業務用脱臭剤および関連材料事業を当社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）をすることにいたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定により、当社本店に備え置くこととされている吸收分割契約の内容その他法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸收分割に際して、分割会社に対して分割対価の交付をいたしません。

分割会社は当社の完全子会社であることから、これを相当であると判断いたしました。

3. 吸收分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸收分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸收分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第6号）

吸收分割

当社は、2025年1月27日付で、2025年4月1日を効力発生日とし、四日市合成株式会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社として、当社の特殊ポリエーテル及び関連材料事業を四日市合成株式会社に承継させる吸収分割契約を締結しております。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

吸收分割契約

吸收分割契約書

ゲンブ株式会社（以下「甲」という。）及び第一工業製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割の方法）

甲は、甲の「産業用、業務用脱臭剤および関連材料」事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を、吸收分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲： ゲンブ株式会社

京都市下京区西七条東久保町55番地第一工業製薬株式会社内

乙： 第一工業製薬株式会社

京都市下京区西七条東久保町55番地

第3条（乙が本件分割により承継する権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務その他の権利義務は、別紙1に記載のとおりとする。なお、乙が甲から承継する債務に関しては併存的債務引受の方法によるものとする。

第4条（本件分割に際して交付する株式その他の金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割に際し、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。ただし、本件分割の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（本契約の承認手続）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

甲は、本件分割の効力発生後も会社法第21条に定める競業避止義務を負わず、本件事業その他の乙の事業と競合する事業を行うことができる。

第9条 (分割に係る条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定める関係官庁の承認（必要な場合に限る。）が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条 (本契約規定外の事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関する必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

<以下余白>

本契約締結の証として、本契約書の電磁的記録を作成し、甲及び乙それぞれが電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。この場合、本契約においては、この電磁的記録を原本とし、これを印刷した文書はその写しとする。

2025年1月27日

甲： 京都市下京区西七条東久保町 55 番地
第一工業製薬株式会社内
ゲンブ株式会社
代表取締役 北田 明

乙： 京都市下京区西七条東久保町 55 番地
第一工業製薬株式会社
代表取締役 山路 直貴

別紙1

承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲より承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下の資産、負債、契約その他の権利義務とする。なお、承継する資産及び負債の金額は、2024年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

売掛金、仕掛品、原料、備品等その他一切の資産（但し、3. で除外されるものを除く。）。

2. 負債

該当なし。

3. 契約上の地位

本件分割の効力発生日において締結している一切の契約（但し、雇用契約を除く。）にかかる契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、本件分割の効力発生日の前日までに発生した売掛債権は除く。また、効力発日前の事実に起因又は関連して発生する債務（不法行為に基づく債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）その他一切の債務を除く。）。

4. 許認可等

該当なし。

以上



合意締結証明書

タイトル 吸収分割契約書
ファイル名 吸収分割契約書（ゲンブ→DKS）_20250116.pdf
書類ID 01ksdmymqcvqz6nhbhp25e427q86sc8

合意締結当事者 **第一工業製薬電子契約システム 第一工業製薬株式会社**
d-digital-signer@dks-web.co.jp
Eメール認証
2025/01/27 (月) 09:31(JST)

中村 勝 / 第一工業製薬株式会社 秘書室
m.nakamura@dks-web.co.jp
Eメール認証
2025/01/27 (月) 09:49(JST)

北田 明 ゲンブ株式会社
a.kitada@dks-web.co.jp
Eメール認証
2025/01/27 (月) 13:00(JST)

別紙 2

吸收分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,371,113,689	流 動 負 債	687,171,110
現 金 及 び 預 金	119,833,530	買 掛 金	124,479,274
受 取 手 形	87,051,541	親 会 社 買 掛 金	459,162,477
売 掛 金	536,746,904	電 子 記 録 債 務	23,357,837
親 会 社 売 掛 金	2,408,450	未 払 金	64,029,820
電 子 記 録 債 権	97,012,775	未 払 費 用	2,467,713
商 品 及 び 製 品	424,359,334	未 払 法 人 税 等	935,116
原 材 料 及 び 貯 藏 品	59,468,052	賞 与 引 当 金	12,738,873
前 払 費 用	2,493,464		210,592,891
そ の 他	41,739,639	固 定 負 債	210,592,891
		取 引 保 証 金	
	122,608,467	負 債 合 計	897,764,001
固 定 資 産		(純資産の部)	
有 形 固 定 資 産		株 主 資 本	595,958,155
機 械 装 置	111,587,778	資 本 金	50,000,000
工 具 器 具 備 品	87,700,352	資 本 剰 余 金	16,000,000
建 設 仮 勘 定	3,758,218	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,000,000
無 形 固 定 資 産	20,129,208	利 益 剰 余 金	529,958,155
投 資 そ の 他 の 資 産	1,280,000	利 益 準 備 金	3,750,000
繰 延 税 金 資 産	9,740,689	そ の 他 利 益 剰 余 金	526,208,155
そ の 他	5,800,689	純 資 産 合 計	595,958,155
	3,940,000		
資 产 合 計	1,493,722,156	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,493,722,156

損益計算書

(2023年 4月 1日から)
2024年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
売 上 高	2,999,324,615
売 上 原 価	2,119,851,150
売 上 総 利 益	879,473,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	855,510,279
営 業 利 益	23,963,186
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,254
そ の 他	7,358,265
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	55,378
そ の 他	10,117,741
経 常 利 益	10,173,119
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	8
災 害 損 失	3,535,900
税 引 前 当 期 純 利 益	3,535,908
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,614,678
法 人 税 等 調 整 額	8,980,000
当 期 純 利 益	1,112,333
	10,092,333
	7,522,345

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日 から 2024年3月31日まで)
(単位:円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	50,000,000	16,000,000	16,000,000
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	50,000,000	16,000,000	16,000,000

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計		
	利 益 剰 余 金						
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
当期首残高	3,750,000	518,685,810	522,435,810	588,435,810	588,435,810		
当期変動額							
当期純利益		7,522,345	7,522,345	7,522,345	7,522,345		
当期変動額合計	-	7,522,345	7,522,345	7,522,345	7,522,345		
当期末残高	3,750,000	526,208,155	529,958,155	595,958,155	595,958,155		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

商品、製品、半製品、自製原料、原料、包装材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に製品の販売によるものであり、これら製品の販売については、製品が顧客に引き渡された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。なお、売上リベート等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法によっております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 100,000株

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。